

## 令和7年度 明第2西地区意見交換会のテーマについて

(団体名) 栄町坂川町会

(件名) 避難所運営委員会・避難所設置について

(具体内容)

①危機管理課より10年前に配布された「避難所開設3（早見版）居住スペースの作り方・誘導の仕方」に従い避難地域割りを行い、各避難所の開設準備委員会を立ち上げたが、この地図に変更があるか伺いたい。

②明第二西地区は危機管理上、小・中学校7校を避難所としているが、これらは線引きが曖昧であり、他地区の町会も運営委員会に参加するので、地区長経由で文書が来ると混乱しやすい。今後は各避難所の運営委員長あてに関係文書を送ってもらえないか。

③各町会の役員は、指定避難所の運営委員として名簿記載し活動するのだが、既存の指定避難所とは別に避難所を指定した場合、その町会は指定避難所の運営委員からの離脱は可能か。その場合、支援物資の供給はされるのか。

(回答)

- ①につきましては、当時の地域防災計画に基づき作成された避難所運営マニュアルに記載されたものになります。当時は市が各町会の避難する指定避難所を指定していた経緯もありますが、現在は市が各町会の避難する指定避難所は指定していないため地図は当時と変わっている可能性があります。  
なお、避難所運営マニュアルに関する修正などにつきましては、不明な点などありましたら、危機管理課までご相談いただければと思います。
- ②につきましては、複数の地区にまたがる町会もあることから、混乱を招かないよう、今後は各避難所ごとに組織されている避難所運営委員会の委員長宛に、関係文書を直接送付する方向で調整を進めてまいります。
- ③につきましては、現在は指定避難所に対して地区割りを行っていないことから、各町会が既存の避難所運営委員会から離脱することはその避難所運営委員会内です承るのであれば、問題ありません。  
ただし、その場合でも支援物資は、市が指定した避難所に供給されるため、支援物資を受けとるには、市の指定避難所に取りに行ってください必要があります。

(回答課) 危機管理課